

智頭町 森林組合だより

令和6年1月 No.34



JForest

もくじ ☆☆☆☆ CONTENTS

1. 地区座談会開催のご案内・・・・・・・・・・・・・(1)
2. 新年ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・(2)
3. 理事会報告・・・・・・・・・・・・・(2)
4. NEW FACE ～新人紹介～・・・・・・・・・・・・・(3)
5. 森林整備事業の状況・・・・・・・・・・・・・(3)
6. 加工センターの状況・・・・・・・・・・・・・(4)
7. 智頭町より「重要文化的景観について」・・・・・・・・(5)
8. 智頭杉を使用した木製品の紹介・・・・・・・・・・・・・(6)
9. 棺リーフレット・・・・・・・・・・・・・(7)
10. 組合員の皆様へ（相続登記の義務化）・・・・・・・・(8)
11. 組合員の情報のお願い（相続・不在村情報）・・・・(8)

☎689-1402 智頭町森林組合
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1918 番地
TEL(0858)75-0075(代) FAX(0858)75-1192
木材加工センター
TEL(0858)75-0104 FAX(0858)75-1446



智頭町森林組合 (0858)75-0075
製材品は木材加工センター

地区座談会開催のご案内

新春恒例、各地区で行う座談会を今年度も開催いたします。
組合の業務状況、鳥取県・智頭町の林業施策等の説明及び意見交換をさせていただきます。個別のご相談等もいただければと思いますので、多くの組合員の皆様のご参加をお待ちしております。（当日粗品を準備しております。）



地区	日時	場所
智頭	令和6年2月20日（火） 9時30分～	智頭町保健・医療・福祉総合センター ほのぼの「ひだまりホール」
山形	令和6年2月20日（火） 13時30分～	山形第1地区公民館 1階会議室
山郷	令和6年2月21日（水） 9時30分～	山郷地区振興協議会（旧山郷小学校） 若杉ホール
富沢	令和6年2月21日（水） 13時30分～	富沢コミュニティセンター 会議室
土師	令和6年2月22日（木） 9時30分～	土師地区公民館（旧土師小学校） 2階集会室
那岐	令和6年2月22日（木） 13時30分～	いざなぎ振興協議会（旧那岐小学校） 多目的ホール

ご案内はこの通知のみとさせていただきます。なお、日程変更等ありましたら、各集落の推進員の方を通じてご案内いたしますので、よろしくお願いたします。



昨年度の那岐地区の様子

新年ごあいさつ

新年、明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。本年もよい年になりますように、お祈り申し上げます。

日頃より、組合事業につきましては、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和5年度におきましては、春の雪害による大規模な倒木被害が発生し、林道が使えない壊滅的な状況の中、倒木処理に日々奮闘した1年でありましたが、事業計画どおり施業を進められるよう、役職員一同頑張っています。

今年の春から夏にかけて木材市場の市況では、森林組合が山から出荷する木材は、昨年より1,000円/m³から3,500円/m³程低い相場で取引されていましたが、夏以降は昨年とほぼ同じ水準まで持ち直しています。しかしながら、以前として低迷が続いています。

住宅関連では、新築の着工率が下がり、更に円安による原材料高が製造業に与える影響は大きい一方で、製品販売には苦戦している状況であり、組合員の皆様が少しでも多く利用して頂きます様、ご協力をお願い致します。

一方で、町内人口の減少と、山林所有者の高齢化が進み、山林の維持管理が難しくなっています。組合員の脱退、意識の低下による山離れが目立ち始めています中、具体的な対策について、智頭町と協議を重ねながら進めています。組合員の皆様に、もしもお困りな点がございましたら、森林組合まで遠慮なくご相談下さい。**智頭町は林業の町です。**今後も長期計画の中で、森林整備を進めながら組合員の皆様の山林を守っていきます。引き続き役職員一同、組合員の皆様のご期待に添えるよう頑張ってお参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。これをおもちまして新年のご挨拶と致します。

理事会報告

令和5年度第3回理事会 7/14

1. 組織体制・機構改革について
2. 各委員会の構成と主な取り組み内容について
3. 役員（理事、監事）の報酬額の決定及び支給方法について
4. 固定資産の処分について
5. 夏季手当の支給について
6. 役員賠償責任保険及び雇用慣行賠償保険の加入について
7. 高性能林業機械等の更新について

令和5年度第5回理事会 12/15

1. 11月末残高試算表について
2. 就業規則の全面改定について
3. 「山離れ」への対応について
4. 年末手当の支給について
5. 高性能林業機械等の更新について
6. 組織体制について
7. 役員報酬について
8. 代表理事に代わる第2位について

令和5年度第4回理事会 10/20

1. 令和5年度上半期仮決算について
2. 令和5年度下半期計画について
3. 就業規則（勤務時間）の一部改定について
4. 高性能林業機械等の更新について
5. 「山離れ」への対応について

加工委員会での一斉清掃の様子 9/19



NEW FACE ～新人紹介～



大藤 優斗

9月より一般職員として勤務しております。
以前は情報系の専門学校で学生をしていたので、林業とは全く無縁の生活でしたが、違う分野でも新しい事を学べることはとても楽しいです。
早く一人前に仕事ができるように努力していきたいです。
これからよろしくお願いたします。

森林整備事業の状況

令和5年那岐地区にて皆伐再造林を行いました。

皆伐面積：2.17ha（作業道開設 430m）
鹿柵設置：約1,000m
植栽本数：約6,000本（樹種クヌギコンテナ苗）



皆伐再造林前



伐採



集材・造材



搬出



地拵え



鹿柵設置



苗木テープ巻き



植栽



植栽後



皆伐再造林後

木材加工センターの状況

昨年末より在庫品の整理整頓、在庫管理の徹底をしており工場も少しスッキリしてきました。整理を進めて行く中で、経年劣化による不良や製材段階での不良品と通常小売では販売出来ない物も有ります。単価は通常の4~5割引きで販売させていただいております。どんな物が有るか1度加工センターに遊びに来てやって下さい。

県内における住宅の着工棟数の減少に歯止めが掛からない状況ですが、営業活動を強化し質のいい製品の供給に努めたいと思います。

お問い合わせ先

TEL 0858-75-0104

FAX 0858-75-1446



Instagram



～大阪府工務店様の受注状況～

鳥取県内での販売に苦戦している中、大阪府吹田市の工務店様に2か月に1棟ほどのペースで受注頂いています。デザイン性が非常に高いおしゃれな外観、間取りもしっかり考え込まれており、非常に人気のある工務店様です。

先日、完成間近の物件を見学させていただきましたので紹介します。

智頭杉の軒天板



アクセント壁板



十分に乾燥させた梁や桁、柱や垂木、間柱等、組合加工センターよりプレカット含め納材させていただいています。

《智頭町より》重要文化的景観「智頭の林業景観」の選定エリア拡大について

山林所有者の皆様へ

●文化的景観とは

日本全国に残る、美しい森林や農山村景観、町並み景観などの貴重な財産を文化庁が重要文化的景観として選定し、その保全や活用に向けた取り組みが進められています。本町においても、平成30年2月に全国唯一の林業景観として「智頭の林業景観」が重要文化的景観に選定されました。



「智頭の林業景観」のエンブレム



●選定エリア拡大の目的

現在、智頭町教育委員会では、上記のイメージ図のとおり「智頭の林業景観」のエリア拡大を計画し、令和6年度末の選定に向けて進めています。

既に「智頭の林業景観」として①智頭宿、②芦津集落、③東山・沖ノ山の3つのエリアと、それらを結ぶ道路が重要文化的景観の選定エリアに含まれています。

しかし、それぞれの選定エリアを結ぶ地域にも林業景観を構成する山林や、過去に木材の搬出で使用された河川等が存在することから、国道及び県道から望見できる範囲（両脇の山の稜線）までの拡大を計画しています。

●「選定エリア」と「重要な構成要素」の規制や制限

「選定エリア」は、林業に関わる地域の生活や生業、その土地の風土で形成される景観の範囲のことです。選定エリアに含まれる山林内での伐採、間伐、作業道開設といった通常の施業や、集落内での日常生活に規制や制限はありません。

「重要な構成要素」は、選定エリア内で、文化的景観を構成する形態や意匠等の価値が認められ、所有者の同意のうえ特定される保護対象のことです。重要な構成要素は、景観に配慮した保存や修復が必要で、修理費の補助や税制の減免を受けることができます。

●最後に

本町には、智頭林業の歴史の中で形成された地域の姿や美しい山並みなど、先人たちや現在の山林所有者によって築かれてきた美しい景観が残されています。日々の見慣れた景色の中に、全国唯一の林業景観である智頭の林業景観があります。その価値をみだし、次世代へ継承するため取り組んでいきますので、ご意見、ご不明点等ありましたら下記へお問い合わせください。

【担当】智頭町教育委員会事務局教育課（☎0858-75-3114）

智頭杉を使用した木製品の紹介

智頭町ふるさと納税返礼品として「ふるさとチョイス」にも掲載しています（※の製品のみ）

無垢デスク ※



幅 120 cm × 奥行 50 cm × 高さ 70 cm

シンプルな折りたたみ式机
23,700 円（税込）

いやし〜す※



幅 100 cm × 奥行 30 cm × 高さ 40 cm

アウトドアでも使用できる折りたたみ式ベンチ
13,200 円（税込）

おせち箱 ※



幅 21 cm × 奥行 21 cm × 高さ 18 cm

お弁当箱や小物入れにも使える 3 段重の重箱
25,000 円（税込）

ペット用棺

ペット用骨つぼ



棺 幅 35 cm × 奥行 50 cm × 高さ 25 cm
骨つぼ 幅 15 cm × 奥行 10 cm × 高さ 21 cm

大切なペットのお見送りに
棺 55,000 円 骨つぼ 33,000 円（税込）

組み立てイス（こども用）



幅 33 cm × 奥行 30 cm × 高さ 43 cm

親子で一緒に組み立てるイス
限定 10 台 14,300 円（税込）

アニマルベンチ（こども用）



幅 120 cm × 奥行 30 cm × 高さ 50 cm

アウトレット品につき 限定 1 台
22,000 円（税込）

極楽

智頭杉棺



木と共に迎える旅立ち

智頭町特有の気候風土と、伝統的な育林技術によって一つ一つ丁寧に育まれた「智頭杉」を100%使用した「極楽」。人と木の温もりあふれる天然木棺で、大切な方の旅立ちをお見送りしませんか。



寸法 W1850×D520×H385 (mm)

材質/塗装 杉柾目集成材 オイル仕上げ

唯一無二の棺

「智頭杉」を100%使用しており、どれひとつとして同じ木目・木色がありません。

人と環境にやさしい

釘をなるべく使わず、環境に配慮した製法によってつくられた安心安全な棺です。

歴史ある確かな職人技

江戸時代創業の家具メーカーの職人が一つ一つ手作業で仕上げています。

※お問い合わせは、お電話またはホームページのお問い合わせフォームから



〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1918

電話 0858-75-0075 FAX 0858-75-1192

ホームページ



組合員の皆様へ

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます

『山林を相続したら山の名義変更と届出を』

相続登記が義務化される背景には、所有者不明土地の増加により土地が活用できない、管理されないなどの問題点が挙げられます。

相続手続きをせずに山林を放置すれば、売却処分すらできなくなります。

山林の相続登記をしない場合も管理責任はありますし、将来的に子供や孫の代まで山林相続問題を継承してしまいます。

また、売買や相続等によって森林の土地を取得した際は、役所への届出が必要となります。

なお、相続により組合員の名義変更、住所変更による相続の届出及び山林管理や維持のご相談は森林組合へご相談ください。



相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

A

お近くの法務局で、予約制で受付案内を行っています。また、相続登記の申請については、司法書士、建物の登記がない場合など表示の登記については、土地家屋調査士にご相談ください。

鳥取地方法務局登記受付案内の連絡先 0857-22-2293

鳥取県司法書士会の連絡先 0857-27-4165

鳥取県土地家屋調査士会の連絡先 0857-22-7038

組合員の情報をお願い（相続・不在村情報）

組合員の各種手続きはお済ですか？

名義変更、相続手続き、住所変更等の各種手続きが必要でしたら、森林組合（総務課）までご連絡ください。また、お近くの組合員の方で手続きが必要な方がおられましたら教えていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、組合員の変更に係る各種用紙は組合ホームページでもご用意しておりますのでご利用ください。

よろしくお願いします

